

注記 (茂原市 一般会計等財務書類)

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得価額

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当ありません

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当ありません

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当ありません

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産評価基準及び評価方法

棚卸資産はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6 年～50 年
工作物	5 年～80 年
物品	2 年～15 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去５年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に総合事務組合（退職手当事業）に対する積立不足額から基金運用額相当額を控除した残額を加算した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（茂原市資金管理及び運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。また、ソフトウェアについても物品の扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに物件費又は修繕維持費として処理しています。

II 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

III 重要な後発事象

該当する事象はありません。

IV 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

（単位：百万円）

団体（会計）名	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
	損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
千葉県信用保証協会	0	757	757

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

重要な係争中の訴訟はありません。

V 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	－	－

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	該当ありません
連結実質赤字比率	該当ありません
実質公債費比率	11.4%
将来負担比率	74.6%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 28 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,631 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和 6 年度予算において、財産売却収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	84.86 百万円 (225 百万円)	※評価額 84,860,000 円、簿価 225,201,001 円
土地	84.86 百万円 (225 百万円)	※評価額 84,860,000 円、簿価 225,201,000 円
建物	0 百万円 (0 百万円)	※評価額 1 円、簿価 1 円

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能評価額を記載しています。

土地の売却可能価額は、鑑定評価額に基づきます。

上記の () は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額 該当ありません

③ 基金借入金（繰替運用）残高 該当ありません

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	19,464 百万円	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,202 百万円	
将来負担額	47,947 百万円	
充当可能基金額	6,325 百万円	
特定財源見込額	3,469 百万円	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	25,257 百万円	

- ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
1,287 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,163 百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	34,817 百万円	33,867 百万円
繰越金に伴う差額	△350 百万円	百万円
決算剰余金積立	百万円	500 百万円
資金収支計算書	34,467 百万円	34,367 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	3,185 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	574 百万円
未収債権、未払債務等の増減額	61 百万円
減価償却費	△ 6,261 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△ 28 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	683 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	2 百万円
資産除売却損益	1 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△ 1,782 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000 百万円
一時借入金に係る利子額	該当ありません

⑤ 重要な非資金取引

該当する資産、負債はありません。